

# 上下水道課からのお知らせ

## ◆下水道に異物を流さないでください！

下水道処理施設及び排水管において、下水道管から流れてきた異物によるトラブルが多発しています。排水管の詰まりなどの原因になりますので、下水道には次のものは流さないでください。

なお、流せるウェットティッシュでも、大量に流すと排水管が詰まる場合がありますので、適正な使用をお願いします。

### 流してはいけないもの

#### ①布類、水に溶けない紙類及び衛生用品

タオル、モップ、ティッシュペーパー、水に溶けないウェットティッシュ、生理用品、紙おむつ など

#### ②油類、食べ物及び髪の毛

食用油、生活残飯、野菜くずなどの固形物、髪の毛 など

## ◆汚水マスが破損してしまった場合は修繕してください！

宅地内汚水マスを破損してしまった場合は、早急に修繕くださるようお願いいたします。破損状態で使用するとう下水道管内に土等が流入し、マンホールポンプの故障につながる恐れがあります。

また、宅地外にある野花菖蒲が描かれた公共マスが破損しているのを見つけた場合は、上下水道課にご連絡くださるようお願いいたします。

【問合せ先】上下水道課 ☎0175-33-2352

## 浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物のはたらきで、台所や風呂、洗濯などの生活排水やトイレの排水を浄化する装置です。正しく維持管理をしないと、本来の機能が発揮できず、川や海などの水質を悪化させる原因となります。

浄化槽の維持管理は、次の3点が法律で義務付けられています。

①**保守点検** 浄化槽の修理、調整・点検。(年に3～4回)

②**清掃** 浄化槽内部の汚泥の引き出しや装置の洗浄等。(年1回以上)

③**法定検査** 浄化機能が十分に発揮されているか確認するための水質検査。

(使用開始時に1回、その後年1回)

また、浄化槽の使用を開始したときや、使用を休止又は廃止(撤去)したとき、管理者が変更になったときなどには、県への報告・届出が必要となります。

(お問合せ先)

保守点検、届出等:むつ環境管理事務所 電話0175-33-1900

法定検査:一般社団法人青森県浄化槽検査センター 電話017-726-9500

## 水質検査結果のお知らせ

令和8年4月2日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。  
検査依頼先:(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和8年4月2日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和8年4月2日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和8年4月2日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※令和7年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしくお願いたします。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。